

## マイナンバーカードの健康保険証利用受付が始まりました

2021 年 3 月から、マイナンバーカードが健康保険証として利用できることになっていますが、その申込みが始まりました。詳細はマイナポータルホームページに掲載されていますが、概要は以下のようなものです。

### ◆メリットは？

- ① 就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える
- ② マイナポータルで特定健診情報や薬剤情報・医療費が見られる
- ③ マイナポータルで確定申告の医療費控除がカンタンにできる（2021 年分確定申告から）
- ④ 窓口への書類の持参が不要になる

### ◆使い方は？

医療機関や薬局でマイナンバーカードをカードリーダーにかざすだけで使えます。オンライン資格確認が導入されている医療機関・薬局では、マイナンバーカードを持参すれば健康保険証がなくても利用できます。医療機関や薬局は、マイナンバーカードをかざした後、顔写真で本人を確認します。また、医療機関や薬局が 12 桁のマイナンバーそのものを取り扱うことはなく、マイナンバーカードの IC チップ内の利用者証明用電子証明書を利用します。

ただ、オンライン資格確認が導入されていない医療機関・薬局では、引き続き健康保険証が必要です。

### ◆事前に準備するもの

- ① 申込者のマイナンバーカード+数字 4 桁の暗証番号（パスワード）
- ② マイナンバーカード読取対応のスマートフォン（または PC + IC カードリーダー）
- ③ 利用するブラウザ用のマイナポータルアプリのインストール

なお、マイナポータルホームページでは、パソコンの場合とスマートフォンの場合の利用申込方法の動画が公開されています。

【マイナポータル「マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになります！」】

[https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou\\_top.html?fbclid=IwAR2jRv7ros5drqQWeFXxg87T91cjFNTxGqwFlK8u2lo1gTxnuV\\_FgR2RAto](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html?fbclid=IwAR2jRv7ros5drqQWeFXxg87T91cjFNTxGqwFlK8u2lo1gTxnuV_FgR2RAto)